

イタリアの新交通取締規則の概要

法學士 田 中 省 吾

(これは道路會議の常設委員會の報告書第三四卷「七、八月號」に於てイタリア國
イタロ、ヴァンドン氏によつて報告せられたものである)

イタリアに於て一九二三年十二月三十一日に發布された勅令第三〇四三號「道路、街路及公ノ場所ニ於ケル交通取締規則」は一九二四年(本年)三月一日より實施せられた。

て——從來往々不確實な且誤れる解釋を誘發してゐた諸規定——を集成するといふ手柄を立てたのである。

新規則は九十四個條より成り左の如き項目に分れてゐる。

(1) 一般交通規定

(2) 凡ての車輛に共通に適用すべき規定

(3) 自動車

(4) 自轉車

(5) 義務及罰則

(6) 地方及都市規定

政府は全交通組織の改造をなし得べき「充分なる力」を賦與せられ自由に腕を振ふことを許されることとなつた、そして此の「充分なる力」の御蔭によつて近代道路交通に關する最も争多き問題の涯なき論議に其終を與へることが出來た。

新規則は又種々の法令中に散在してゐた交通に關する諸規定の凡てを一の法律の中に集め特に自動車に關する規定の凡

が附加され不明瞭な規定を説明し且新規定が初めて公布された當時一般社會よりあまりに嚴重に過ぎると評せられた點を緩和してゐる。

新規則及右の布告は大體に於て一般に好評を以て歡迎せられたから結局道路の凡ての利用者の行動の上に深い又有益な効果を及ぼすであらうと思ふ。

新規則の中で全然新設又は改新せられた規定及國際交通に對し特別の意義を有する規定を本報告中に指摘するは極めて興味多いことであらうと思ひ左に之を列擧することとする、因みに新規則は一九二一年十月パリに於て開かれた萬國交通會議及一九二三年五月セビルに於て開かれた第四回萬國道路會議に於て通過した諸決議に廣き範圍に於て從ふてゐるといふことを言ふておかねばならぬ。

第六條は公衆の交通を妨ぐる虞ある動物を道路上に徘徊せしむることを禁じてゐる。これは從來自動車交通を妨げてゐた犬其他の家畜の伴れる權利に最後を與へたものである。

第七條は凡ての車輛は都市に於けると田舎に於けるとを問はず凡て右側を通行すべきこと及同方向に進みつゝある他の車輛を追抜くには其左を進むべしといふ一般的規定を設けた。電車交通が左側通行制になつてゐる都市に於て此規定を實行するには大なる困難のあることに注意せねばならぬ。交通の方向を變更するといふことは電車も其他の車輛も凡て同時にする時に於てのみ可能であるといふことは明である。し

かし電車線は往々にして相互に分解すべからざる狀況に結合されてゐる、例へばミランに於ては殆んど凡ての線が中央のピアサ、デル、ドオモ、(中央寺院廣場)に終點を持つてゐるが如きこれである故に交通方向の變更の爲めには固定された軌道を變更するを要し特に轉轍機や左側のみに入口を有する車輛などの變更を必要とするのである。そして凡てのこれらの變更が一夜の内に魔術による如く行はれてしまふか若し然らざれば凡ての電車交通が相當長い期間轉轍機及車輛の改造の終るまで全然休止せられねばならぬであらう、新規定は此改造の爲めに六ヶ月の期間を定めた、その期間はローマ、チエーリン、ゼノアの如き大都市にては一ヶ年に延長することが出来、新規定は更に市當局が此期間内に此改造を企てざる時は之を強制することを得る旨定めてゐる。實際上的見地よりすれば此仕事を強制的に行ふことは殆んど不可能のことと考へる此改革を實現する爲めには電氣業者、市當局者等の全幅の同意協力に俟たなければならぬ、そして此同意協力は之を得ること必ずしも困難ではないであらう、しかしながら却つて公衆は現在の混合制度から統一制度に移る過渡時代の避くべからざる不便に降參してしまふであらう、しかし此困難は右側通行に決定する代りに左側通行に決定したとしても

同様であらうといふことに注意せねばならぬ、何となれば左側通行に決定する場合に於てはナポリ、フロレンス、ボロブナ

に至つたものであるから將來長年月に亘つて變更せられないであらうといふことを忘れてはならぬ。

等の如き都市に於ては電車組織を變更せねばならぬからである、新規則は左側通行に決定すべきや右側通行に決定すべきやといふ久しい論争に最後の決断を與へて所謂ゴルヂアン、

第十二條は交叉點に於ては凡ての操縦者は速度を緩め其右側を通過する車輛に途を譲るべきことを定めた。

ノットを解いたものである、此外に探るべき途は無かつたのであるから此決断は正當であつたと言はねばなるまい。

第十四條は車輛の最大容積を定め載貨を含み横は二、五米高は四米とし車軸一本のものは長六米、車軸二本のものは長八米以下たるを要すと定めた、但自動車にありては横の長さ

第十一條は車輛に對する凡ての速度の特定制限を撤廢し之に代ふるに「速度は人又は物の安全の爲めに如何なる危険をも避け得るよう調整するを要す」と定めた、これはバリー會議前に於てフランスの道路法に於て採用され又セビル會議に於て承認せられたものである。只第三十六條に總重量四噸を超過する自動車に對し硬タイヤなるときは一時間三十軒、空

最大二、二米、サイドカーにありては一、五米に限定した。しかし道路維持の責任を有する團體は此制限に對する一時的免除を與ふるの權限を有すとせられてゐる。

氣タイヤなるときは一時間四十軒、金屬タイヤなるときは一時間十五軒といふ特定制限を残存したのみである、實際上三十二乃至四十軒といふ制限は大層な高速度であつて道路維持上寧ろ其價値は疑はしいと思はれるであらう、しかし自動車交通の發達を害しないようにするといふことは新規則の

第十五條は車輛(載貨共)の總重量は車軸一本のものは五噸車軸二本のものは八噸以下なるべきことを定めた、一時的免除については前條に同じ。

目的であつたといふことを記憶せねばならぬ、又新規則は久しい間考へ抜いたものであり且大なる犠牲を拂つて公布する

第十七條はタイヤの廣さを定め動物によりて牽引される鐵蹄のもの四種より重量一、〇〇〇蹄のもの十二種まで、車軸二本のものは重量一、五〇〇蹄のもの四種より八、〇〇〇蹄のもの一〇種までとし、機械によつて牽引されるものは一五〇〇蹄毎に一種とす。

第二十一條は凡ての車輛は少くとも百米の距離に於て見得

る一個以上の燈火を備ふることを要すと定め更に若し一個を備ふるに過ぎざる時は其車輛の左側に之を附着すべし又霧雨の天氣には燈火を附すことを要すと定めた。

第二十七條は重要な原則を新設した、即ち無經驗な者又は操縦すること能はざる者に車輛を託することを禁ずといふ規定これである、之に違反したる者に對する處罰はかなり嚴重で一ヶ月の禁錮に處することを得但之と共に刑法上のより大なる責任ある場合には之をも科することを得るのである。

第二十八條は衝突事故を起して逃走したる者及衝突したる人を救助せずして去りたる者に對し嚴罰即ち三〇〇〇リラ以下の罰金及六ヶ月以下の禁錮及一ヶ月を越えざる期間運轉手免狀の効力を停止すべきことを規定した、若し衝突の結果死者を出した時は處罰を加重し、若し運轉手が停止し衝突したる人に對し必要な救助をなしたる時は處罰を三分一に輕減す。イタリアの一般社會は自動車衝突事件數、特に大都市に於ける數——他の諸國の大都市に比して未だ遙かに少いのであるけれども——の多いのに深く動かされたのであつた。

そしてイタリア國の於て運轉せられてゐる自動車總數は諸外國に比して未だ少いのであるから諸外國の運轉手が不注意である爲めにイタリアに於けるよりも衝突事故が多いのである

とは言ふことは出来まい。

第三十二條は自動車は市街に於ては角笛を用ひねばならぬ、他の音響器は市外の道路に於てのみ用ふるを得るに止ると定めた、又自動車は二個の白燈を前面に一個の赤燈を背面に附けねばならぬ、サイドカーの燈火も同様とす、但前面の一個を以て背面の赤燈に代ふるを妨げず、一時間二桿以上の速度を有する自動車は更に少くとも一個の頭燈を前燈と鈞合よく備へ白米の前面を照すことを得るようにならね、市街に於ては眩しき燈火を用ふるを禁ず等と定めた。新規則中に頭燈の燭光に付科學的規定を設くることは望ましいことであつたが未だ論議に上るに至らなかつた、しかしこれは實際的協定の方法によつて各國一律の規定をなすに至らんことは國際的自動車運轉の爲めに望ましいことである。

第三十三條は市内に於ても市外に於ても有煙廢汽の放散を禁止した、これは嚴重な規定で之を強行することは中々困難のことである、しかしこれは少くとも單的に混亂せる論争に最後の決を與へたものである。

新規則は更に自動車の運轉許可證、運轉手免狀の發行につき精細な規定を設けた、特に運轉手の身體に關する要件(第五十一條)は注意に價するものである、即ち運轉手は肉體及

精神上の疾病なきことを要し且アルコール中毒の徵候無きことを要しセネレン表により一眼少くとも5¹⁰の視力にして(但眼鏡により矯正せられたものにして可)全視力以上なるを要し且各耳共少くとも八米の距離に於ける話聲を聴き得る聽力を有することを要すといふが如し、又公職に就くを得ざること宣言せられたる者、監護の下に立つ者、法律違反の爲めに二度以上科刑せられたる者、泥酔の爲めに二度以上科刑せられたる者に對しては免狀を與ふことは出来ない。(第五十二條)と定められてゐる。

更に十年を超えざる期間毎に運轉手の身體精神及道德的條件に關する再試験を行ふべきことを定めた(第五十六條)そして第一回再試験は初めの五年以内に行はねばならぬとし、再試験に當り視力減退するも視力10¹⁰まで減退したるに止る者(眼鏡により矯正せられてとな10¹⁰りたるものにてても可)は支障なしと定められてゐる。運轉手の身體又は精神上の能力が減退し又は常習的泥酔者なること明となりたる時及衝突に當り人を傷害して逃走したる時は免狀を剝奪するのである。(第六十條)

第六十五條第六十六條及第六十七條は自動車及其運轉手に關し國際的規定を設けた、其要項は左の如くである。

外國人が國境を超えて自動車を入國せしむる場合に於ては所管領事の發行したる證書を提出し必要なる審問に答へて其縣より運轉許可證の發行を受けることを得、外國が同様の取扱を與ふる場合に於ては其外國の自動車は其外國官憲の與へたる證書を税關に提出し直ちにイタリア國內に於て運轉することを許す、此場合に於ては税關吏は一時的輸入許可證と同時に六ヶ月を超えざる期間に對し假運轉許可證を發行することを得、イタリア國を通過して自動車を運轉せんとする外國人はイタリア國の一の縣に申請書を提出して許可證を受けることが出来る、此場合の許可證の期限は六ヶ月を超ゆることを得ないのである。

第七十一條第七十六條第七十八條は自轉車交通に就き規定してゐる、自轉車は前面に一個の白燈、背面に一個の赤燈を備へねばならぬ、更に少くとも三十米の距離にて聞き取り得る音響を發する鈴を備ふるを要す、自轉車に乗る人達は道路上に於て交通を妨ぐる如き群を作るべからず、又設けられた座席數以上の人を乗せてはならぬ等。

第七十九條乃至第九十條は義務及處罰に就き規定してゐるが此等は相當に嚴重である、これ新規則に嚴格なる意味を與へ罰金の金額を固定する場合は貨幣價値の減少を考慮に加へ

たが故である。

第七十九條は車輛の所有者及運轉手は損害の生じたる場合に於て之を避くるが爲めに必要なるあらゆる注意を爲したることを證明する能はざる時は連帶して之を賠償する義務を負ふことを得と定めた。

第八十條は損害を蒙りたる者は二ヶ月以内に損害賠償の請求に付官憲の救済を求むることを定めた。

第八十一條は自動車 of 所有者又は其近親が該自動車に乗つてゐた場合又は所有者の命令又は許可に依りて運轉してゐた場合に於ては自動車の運轉手に科せられたる罰金の支拂義務を自動車の所有者にも分擔せしむべきことを定めた、茲に近親といふのは夫、妻兩親及成人となりたる子女をいふ、又命令又は許可は反對の證明なき限與へられたるものと看做されるのである。

第八十三條は「防止方法」及違反の確認をなし得る官憲を列擧した、そして此等の官憲は出來得る限違反を防止すべき義務を有すとせる點は特に注意に價するものである。此觀念は特に官憲の間に發展せしめて廣く諸種の場合に適用されねばならぬ、違反を運轉中の車輛に知らしむる爲めに警官は運轉手に對し明白なる停止の合圖を與へねばならぬ、其合圖は

事實上不能の場合を除き腕を舉げ之を打振つてなすべきである。

第九十條は納附金及罰金の分配を定めた、示談提供の場合に於ては所得の五分の一を違反を摘發した警察官に分與し其他の場合に於ては十分の一を分與す、此分與額は金錢罰が高額なるが爲めに常にかなり重要なものとなるのである。

第九十一條及第九十二條は車輛運轉に關する地方官憲の權限を定めてゐる、市の内部に於ける交通規定を設くる權限は地方官憲に與へられたが其發布前土木大臣の認可を受けることを要するのである。地方官憲が自動車の速度を制限せんとするときは其制限は一時間十五呎以下たることを得ない、又之を揭示板によつて告示しておかねばならぬ。

最後の條たる第九十四條は新規則に定むる大きさの制限に適合せざる自動車に對して尙五ヶ年間運轉するの自由を與へてゐる。

全體として見るにイタリヤの新交通規則は交通に關する最近の國際會議に於て決定せられた諸多の指導的觀念を統一し採用したる興味多き一例であると思ふ。故に前述の諸點は其の何國人たるを問はず道路會議の常設委員會の報告書の讀者達に歡迎せられるであらうと思ふ。(終)